

平成27年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	尾崎号堂記念館	所在地	伊勢市川端町97番地2
指定管理者名	特定非営利活動法人 号堂香風	指定期間	H27年4月1日からH32年3月31日
設置目的	我が国憲政史上に不滅の功績を残し、世界平和に尽力した尾崎行雄の遺品等を収集及び保管又は展示し、世界平和の精神を顕彰するとともに、教育、学術及び地域文化の振興と発展に寄与することを目的とした施設です。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営に関する業務 ・施設の管理に関する業務 ・施設の事業に関する業務 ・管理業務等報告に関する業務 		
施設概要	施設面積: 771.05㎡、施設内容: 2階鉄骨造(S) 収蔵庫、展示室、事務室、会議応接室、倉庫、会議室		
職員体制	館長(嘱託)1人、学芸員(嘱託)1人、事務補助(非常勤)1人		
施設所管課名	文化振興課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	比較(C-B)	
事業 収支	収入	指定管理料	6,975,000	7,175,000	7,215,000	40,000
		観覧料金	102,040	83,400	77,920	△ 5,480
		使用料金 (冷暖房費含)	856,500	856,430	805,000	△ 51,430
		その他	158,180	132,480	130,560	△ 1,920
		計(a)	33,162	22,638	158,141	135,503
			8,124,882	8,269,948	8,386,621	116,673
	支出	人件費	5,352,545	5,323,052	5,325,214	2,162
		旅費	0	0	95,900	95,900
		光熱水費	802,585	997,535	959,710	△ 37,825
		委託料	876,471	904,589	938,157	33,568
		事務用品費	0	0	25,076	25,076
		消耗品費	59,022	74,153	85,282	11,129
		印刷製本費	126,444	80,298	121,772	41,474
		通信運搬費	134,844	140,913	148,503	7,590
		役務費	28,932	16,200	24,848	8,648
		使用料及び賃借料	13,782	14,545	14,545	0
		顕彰事業費	264,636	182,072	88,056	△ 94,016
		自主事業費	280,873	289,364	321,906	32,542
		修繕費	0	0	14,580	14,580
		雑費	115,502	39,542	94,604	55,062
手数料	0	0	0	0		
保険料	0	0	0	0		
備品購入費	0	0	0	0		
予備費	71,518	75,429	0	△ 75,429		
計(b)	8,127,154	8,137,692	8,258,153	120,461		
収支差引額(a)-(b)		△ 2,272	132,256	128,468	△ 3,788	

最新年度(C)と前年度(B)に
収支の増減があったもの
について記載

平成27年度は市制施行10周年記念を掲げた特別展を行ったため、これまでと比較しにくい収支になった。例えば、観覧料は特別展期間中は無料としたこと、また実施期間前後は休館としたため使用料金に影響が出たこと、支出では顕彰事業の支出が少なくて済んだことなどである。予備費については指導を受けて項目を細分化するなどしたのでこのことによる増減が出た。

3 評価（別表様式4に基づく総合評価）

指定管理者	市
<p>指定管理を受けて6年間で初めてのことはいえ、開館時刻を遅らせてしまうというあってはならない大きなミスをおかしてしまったものの、全体的には事業計画に沿った運営ができたと考えている。</p> <p>また、市制施行10周年を記念する特別展ができたのもこれまで「三館連携事業」を進めてきた結果といえる。これは憲政記念館や相模原博物館と、学術研究や企画展を合同で進めようとする企画であった。このかわりがなければ特別展への多くの施設からの協力は得られなかったと思う。今後はこの積み上げのもと「尾崎行雄ゆかりの研究機関連携プロジェクト」を協賛する施設と立ち上げて一層の顕彰・研究活動を推進して市民の方々に成果を見ていただきたい。</p> <p>自主事業の一層の充実を図って市民が気軽に立ち寄れる学びとくつろぎの場所を提供したい。特に対象者を小中学生に絞った事業を増やしたい。</p> <p>特別な催しがあれば入館者は頭打ちの状態である。入館者増を図るため斬新な企画の立案を図るとともに、自分たちの足で各施設・各団体を訪問して誘客活動を進めていきたい。</p>	<p>【評価点】</p> <p>施設の維持管理については、ほぼ適正に行なわれていること。</p> <p>憲政記念館等との連携による三館合同企画展の実施とこれまでの取組について。</p> <p>尾崎琴堂の顕彰を目的等とした、子どもを主体とする自主事業を積極的に実施していること。</p> <p>エレベーターホール等を展示を目的とした利用者に開放するなど、市民の文化芸術活動を支援していること。</p> <p>【改善点等】</p> <p>開館時間の遅延がないよう、再発防止に努めて欲しい。</p> <p>いろいろな危機を想定した訓練も実施いただきたい。なお、その際には地元自治会等との連携も図って欲しい。</p> <p>サービスの質については、向上の余地があると思われるので、今年度の評価を踏まえたうえで管理を行ってほしい。今後も様々な取り組みを継続し、市の文化芸術活動のさらなる活性化に寄与いただきたい。</p>

(様式4)

指定管理業務の項目別評価表

評価項目		評価				
		指定管理者		市		
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由	
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針を理解していたか。	A	運営方針を「尾崎行雄を検証する記念館」「交流を通してまちの活性化や生涯学習に応える記念館」「資料を収集、保管し学術研究を進める記念館」の3本柱に設定し、積極的に運営した。	A	運営業務の基本方針等を十分に理解している。
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	A	方針に基づき5つの自主行事と4つの顕彰行事を実施した。憲政記念館、相模原博物館との合同研修を実施したり、地域文化振興の観点からロビーを開放し展示会を実施するなど目標は達成できた。	A	設置目的(弔堂の功績紹介等)や管理に関する基本的な考え方を基に、館の管理運営が行なわれている。
	③利用者数	利用者数は当初の目標を達成したか。	A	11月に特別展を開催したこともあり、新装開館以降の入館者の新記録(3,747名)となった。会議室の利用率は55%超えの目標を達成した。会議室の利用人数も10,367名と引き続き1万人を超えた。	A	2階研修室の利用者は、僅かに目標数には届かなかったが、当初設定した目標は概ね達成している。
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の運営が行われたか。	B	9月27日、職員のミスで開館時刻を遅らせてしまい利用者に迷惑をかけた。これは重大な受託契約違反であり、市民や社会の信頼を失墜する行為であった。その他については適正円滑に運営できた。	B	一日だけ、開館時間を遅らせたことはあったが、供用日数や供用時間は、業務計画書どおりの運営が行なわれている。
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制(作業責任者・業務担当者)は明確になっていたか。	A	少人数の職員での運営管理であるが、馴れ合いにならず互いの分掌業務は明確に分担されていた。夜間開放についても4週8体制を適用して適正な配置・勤務体制が取れた。	A	少ない人員の中ではあるが、勤務体制の効率化を図りながら、業務を行なっている。
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者間で十分な連絡調整がなされていたか。	A	例えば文化振興課の多大な支援をいただいたからこそ「特別展」が開催できたことなど、運営・管理・企画等全面にわたって適切な助言を受け、自由に気軽に話し合いができ、意思疎通がなされた。	A	市と指定管理者との間では、最低月1回の情報交換(互いの訪問)を行なっており、十分な連絡調整がなされている。
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	A	記念館日誌をはじめ、会議室利用関係書類、経理関係書類、設備点検書類、委託契約文書、勤務関係書類など各種文書が適切に整備・保管されていた。電子媒体による情報管理にも留意していた。	A	各種の帳簿等については、適正に整備・保管がなされている。
	⑧地域の振興	地域や地域住民との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域の振興が図れていたか。	A	活動方針にまちの活性化を掲げているように地域に向かい啓発活動を行っていた。自治会とは年2回の館庭清掃作業や合同避難訓練を、協議会とは記念館見学会を、老人会とも連携事業を実施。	A	地元自治会等との清掃活動や合同の防災訓練を実施するなど、地域との連携と振興を図っている。また、ホールを展示会等に開放するなど、市民の文化芸術活動の支援を行なっている。
	⑨使用許可等	使用許可等申請が適正に行なわれていたか。	A	使用許可等申請の取扱は条例、施行規則および当館の「心得」に基づいて適切に運用してきた。個人情報管理の点からも適正、慎重に行うよう心掛けてきた。	A	使用許可書等申請の取扱は適正に行なわれていた。
	⑩利用料金等の徴収状況	徴収、減免、還付等は帳簿等が作成され、適正に行なわれていたか。	A	申請・処理関係の帳簿は一元的に管理して、適正に実施している。減免のうち尾崎琴堂記念館施行規則第3条(4)および第10条(5)については指定管理者が明文化して利用者の平等を図った。	A	帳簿等は適正に作成され、整理も行われていた。
	⑪個人情報	個人情報の取扱いがきちんとされていたか。	A	職員の個人情報関係文書は館長が一括して管理してきた。利用者の個人情報管理は施設して棚に保管管理した。利用者には「個人情報保護の取り扱いについて」の文書を受付に掲示して周知。	A	個人情報に係る書類は、鍵のかかる保管庫で保管されている。
	⑫法令遵守	関係法令を遵守していたか。	A	尾崎琴堂記念館条例、尾崎琴堂記念館施行規則をはじめ、尾崎琴堂記念館の管理に関する基本協定書及び年度協定書のほか、労働関係法規、個人情報保護関係法規など関係法令を遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取り組み	利用者数の増加や利便性を高めるための具体的な取り組みが行なわれていたか。	A	地域文化団体による展示会などの誘致、旅行会社への電話やメールによる案内、駅前でリーフレット配布、報道機関や学校への行事予定周知など機会あることに来館者増加への働きかけをしてきた	A	左記以外にも、伊勢まつりパレードの中で、尾崎琴堂や記念館の紹介を行なっている。いろいろな機会を捉え、館を訪れる方を増やそうという取り組みは、大変評価できる。
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行なったか。	A	展示説明レベル確保のため、月1回の指定管理者の例会後、会員対象に職員の持ち回りで「琴堂講座」を開いた。サービス水準が下がらないよう展示室来館者には付き添って説明してきた。	A	サービス水準については、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行なったか。	A	市の「広報いせ」や文化振興課の取りまとめによる「伊勢まるごと博物館」情報(市ホームページ掲載)のほか、公共施設や旅館にポスター・チラシを配布するなどの展開をした。	A	電子媒体や紙ベースの方法で情報提供を行なっている。引き続き、いろいろな手段で情報提供を行って欲しい。
	④非常時・緊急時の対応	緊急時のマニュアルが整備され、従業員訓練の実施や事故発生時・緊急時の対応は適切か。	A	27年度には不審者対応マニュアルを作成し、来館者の協力を得て検証の実地訓練を実施した。ほかにも例年通りに川端町自治会との避難訓練(受け入れ訓練)や館内火災訓練を実施した。	A	不審者対応マニュアルを作成するだけでなく、マニュアルを検証するための訓練を行っていることは、大変評価できる。
	⑤苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	「クレームは宝物」との認識を全職員が持っている。27年度は電話や口頭での苦情はなかったが、紙ベースのアンケートの中に「便所の換気扇が汚れている」との指摘がありすぐ対応した。	A	利用者から指摘を受けた事項については、速やかに対応している。
	⑥自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が行なわれていたか。	A	「さくらの写生コンクール」は好評で年々応募者が増えている。また、特別展時に企画した講演会には会場内の立ち見だけでなく、ロビー越しの受講者もあり大好評。いずれもニーズにマッチした企画。	A	常設展示を補うことを目的とした年数回の企画展だけでなく、尾崎琴堂を顕彰する様々な事業を実施している。
	⑦事業の評価	事業実施後に確認・見直しが行なわれ、次年度へつなげる取り組みがなされていたか。	A	参加者アンケートを行うとともに、館内会議(職員の会議)、記念館運営委員会や琴堂香風理事會(指定管理者理事會)で事業結果を提示してきた。そこで評価や意見を集約し次年度に生かしてきた。	A	来館者アンケートを取るだけでなく、指定管理者側においても見直しが行われている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備・植栽等が適切に管理され、安全性の確保、良好な機能及び美観の保持がされていたか。	A	築後10年を過ぎ、経年による傷みが各所に出てきているが、美観や景観は損なわないように清掃に心がけている。安全点検は日常点検のほか毎月1日に特別点検を実施した。館庭の管理は業者委託している。	A	定期的な点検、確認が行われている。ただ、記念植樹をした「ハナミズキ」の生育が悪いように感じる。樹木の適切な管理を望むところである。
	②備品等の管理	備品の管理・点検・保守は適切に行なわれていたか。	A	保管史資料については湿度や防虫について細心の注意が求められる。保管室には空調設備がないので管理が難しかった。丁寧な扱いを心がけ、破損、紛失はなかった。一般備品も適切に管理できた。	A	保管資料について、設備の整った保管庫が無い中、適切に管理されている。また、設備・備品の破損等はなく、適正に管理されていた。
	③修繕業務	点検のよって異常が認められた場合は、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じ、その内容を記録されていたか。	A	異常が認められた場合は、利用者優先の対応を行なうとともに、速やかに教育委員会に報告を行い、善後策について協議して、利用者に影響のないよう心がけたが、27年度は大きな修繕はなかった。	A	軽微な修繕であったが、報告は迅速であり、また処置は適正であった。
	④清掃業務	清掃は適切に行なわれていたか。	A	日常の清掃のほか、月に1回の大掃除を実施。サポートステーションによる月2回の勤労実習を受け入れた。川端町自治会の人々には館庭清掃をお願いしている。ボランティアによる生け花にも感謝している。	A	日常清掃や月1回の大掃除など、予定通りの清掃が行なわれている。
	⑤防犯体制	鍵の管理及び防犯に対する対策、対応は適切だったか。	A	警備については専門業者に委託。鍵、カードはともに適切に管理しており、定められた場所に保管していた。期間中に防犯に関する事案は起こらなかった。	A	鍵の管理は適正に行なわれていた。戸締り等、防犯に関するトラブルも発生しなかった。

〈各項目ごとの判定〉

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。